

○社会福祉法人石垣市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石垣市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事、評議員及び各種委員等の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(役員手当)

第2条 本会の会長及び副会長には次のとおり手当を支給する。

- (1) 会長 月額 60,000 円
- (2) 副会長 月額 17,000 円
- (3) 監事 日額 10,000 円（監事が監査を行った場合）

2 会長、副会長手当は、毎月21日に支給する。ただし、その日が休日にあたる場合には、給与規程第7条第5項の規定に準じた日とする。

3 会長、副会長の手当は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申出があった場合は本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第3条 理事会、評議員会、各種委員会等に参加した者には、次のとおり費用弁償を行う。

- (1) 理事、監事、評議員 2,000 円
- (2) 各種委員会委員 2,000 円

(講師謝礼金)

第4条 本会が開催する講習会、研修会等の講師には、謝礼金を支給する。

2 前項の謝礼金の支給額は、その都度会長が諸般の事情を考慮して決める。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準を公表するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成21年8月25日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。